令和２年１月１５日
子ども・若者部

区立児童館の機能と再整備について

（付議の要旨）
区は、令和２年４月からの区立児童相談所の開設や地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みとともに、子ども計画（第２期）後期計画の策定を進めている。その中で、児童館の機能と再整備等についてまとめたので報告する。

１　主旨

区は、令和２年４月からの区立児童相談所の開設や地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みを進めるとともに、子ども計画（第２期）後期計画の策定を進めている。

区立児童館（以下、「児童館」と言う。）のあり方や機能拡充等については、「世田谷区立児童館のあり方検討委員会」からの意見や区議会、子ども・子育て会議等での議論をもとに、検討を進めてきた。

このたび、児童館の機能や再整備等に関する考え方や取組み等をまとめたので報告する。

２　令和元年度世田谷区立児童館のあり方検討委員会について（詳細は別紙１参照）

これまでの世田谷区立児童館のあり方検討委員会での検討等の経過を踏まえ、委員構成を変更して、１０月から１２月の間に３回開催した。

策定中の世田谷区子ども計画（第２期）後期計画の内容と合わせ、区から児童健全育成機能、相談支援機能、居場所づくり、地区のネットワークの多様化の促進等に関する論点を提示し、検討していただいた。

児童館は４つの機能を中心に子どもや子育て家庭を支援していること、これらの機能を一体として今後はさらに相談支援や見守りネットワークの中核的役割を果たす必要があること、そのため職員のさらなる資質向上等を進める必要があること等の意見をいただいた。

３　児童館の機能（別紙２）

子ども計画（第２期）後期計画（案）では、児童館の目標として「幅広い利用者や地域でネットワークをもつことなどの特長を生かし、子どもや子育て家庭に身近な地区の中で、多様な地域資源と連携・協力し、相談支援や見守りのネットワークの中核的役割を果たすことにより、切れ目のない支援や見守りを強化し、子ども・子育て家庭が身近な地区の中で安心して生活ができること」を掲げている。

こうした目標を実現するための機能を以下の４点整理し、それらが一体として機能する仕組みの構築に向け、具体的な取組みを進める。

機能	機能の内容
遊びの機能	・子どもたちが楽しいと思い、来てくれる児童館 ・遊びの中から相談や気づき、見守り等の支援の実施と地域とのネットワークの構築
相談支援機能	・子ども家庭支援センターとの情報共有を行い連携したケース対応 ・日常の遊びや事業などの関わりから、児童や保護者の変化や悩みに気づき、情報を整理し、適切な機関へのつなぎ
地域資源開発機能	・日常活動や相談からの課題の把握 ・地域子育て支援コーディネーターや社会福祉協議会地区担当者との連携 ・地域包括ケアの地区展開との連携 ・児童館で活動している人材の、地区の他の活動への結び付け
ネットワーク支援機能	・身近な地区の多様な地域資源と連携・協力した、相談支援や見守りのネットワークの中核 ・年代間と地区の団体間の多様なネットワーク ・異年代の交流の拠点

４　具体的な取組み

（１）児童館を中心とした地区の相談・見守りネットワークの構築（別紙３）

- 児童館は、地区内の子どもに関わる様々な機関や支援者との顔の見える関係づくりに努め、相談やつなぎのしやすい環境づくりを進めるとともに、「せたがや子どもの未来応援気づきのシート」や虐待及び家庭状況等の全体像を把握するシートの活用等により、ケースの状況を整理し、必要な連絡、共有を行う。
- 支援に必要な個人情報が円滑に共有でき、かつ保護されるよう、児童館のネットワークの中に、要保護児童支援協議会地域協議会の中の組織として、情報共有機能を担う会議体等を設置する。
- 個別ケースのマネジメントは子ども家庭支援センターが行い、児童館はその支援方針に沿って、ネットワークの中心として、地区全体で見守り等を行うことをリードする。
- 地区・地域をまたいで利用している子どもについては、その子が居住する住所を担当する子ども家庭支援センターとその子が利用している児童館が連携し、必要な見守りやモニタリング等を行う。

（２）地域資源開発（別紙４）

- 地域資源開発の役割を担っている地域子育て支援コーディネーターと社会福祉協議会地区担当者が、児童館の持つ地域懇談会等のネットワークに参加して連携することにより、地区における子どもや子育てに必要な地域資源開発に取り組む。
- 児童館は、地域懇談会等のネットワークの充実を図ることにより、地区の情報や課題の集約と共有を行うとともに、児童館施設の活用等により地区における地域資源開発の役割を担う。
- 地域子育て支援コーディネーターと社会福祉協議会地区担当者は、児童館のネットワークに参加し、各々の特徴を生かした地域資源開発を担う。
- 地区の状況に合わせて、児童館が地区の三者との会議に参加するなどにより、子ども、

子育てに関する課題や施設、人材、取組み等の情報を地区の三者と共有し、協働して課題解決を図る。

・ 児童館のネットワークに参加し、活動している区民や団体が、地区の他の活動にも参加できるよう、顔の見える関係づくり等を支援する。

（3）人材育成

・ 既存の児童館職員研修をベースに、ソーシャルワーク力の向上のための研修の体系化を進め、令和２年度から、児童相談所や子ども家庭支援センターとの事例検討等の新たな研修を追加し、人材育成の強化を図る。
・ 児童相談所、子ども家庭支援センター等とのジョブローテーションを行う。

5　児童館の運営方針

児童館の運営にあたっては、児童館の４つの機能を充実させ、一体的に運営することが重要である。

中でも、子どもたちの遊びの中からの気づきや子ども家庭支援センターなどと連携した相談支援、及び地区のさまざまな団体等とネットワークを作り、課題の解決を図るソーシャルワークは、秘匿性の高い情報を扱う特徴があることと、区立児童相談所を含めた子ども・子育て家庭への支援の仕組みの確立が不可欠であり、この仕組みが安定的に運営されるよう、引き続き区が担っていく。

子ども・子育て家庭への仕組みの確立に伴い、それが持続できるようにするためには、NPO や民間事業者、地域の団体や住民等、行政以外の力を取り込んでいくことも必要である。

今後は、４項に掲げる取組みの実施状況や課題の把握を行い、他自治体の事例や状況等も参考に、児童館運営に関する、民間事業者を始めとした行政以外の力の具体的な関わり方や手法等を明らかにする。

6　再整備等について

（1）基本的な考え方

子どもにかかる相談・支援については、日頃利用する場において相談・支援のしやすい環境やネットワークづくりに努めているが、地域包括ケアシステムの推進にあたり、子どもの相談・支援についても地区における中核的な役割を果たす場が必要である。

そのため、幅広い利用者や地域ネットワークを持つ児童館を、見守り等の支援を行う中核と位置づけ、公共施設等総合管理計画等による総合的な全区調整の中で、まちづくりセンターごとの地区に整備する。

各児童館が相談支援体制の充実に取組むとともに、プレーパーク、おでかけひろば、青少年交流センター、新ＢＯＰ等の施設や事業と連携して、未整備地区を含む全区で、児童健全育成等がより一層取組めるよう工夫し、地区における資源開発や児童の多様な

居場所の整備も図っていく。

（２）未整備地区の対応

未整備地区（８地区）：太子堂、上馬、代沢、北沢、松原、奥沢、九品仏、二子玉川

未整備地区については、児童館の機能を担うために必要な面積の確保や、整備費、維持管理経費などのコスト抑制等の観点から、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、学校等との複合化を基本に、計画的な整備を行う。

整備完了までの間は、地区ごとに対応する児童館を明確化することで、全ての地区における支援体制を確保する。（別紙５－１、５－２）

- １地区１児童館を基本とし、空白地区の管轄は隣接地区の児童館が担う。
- 隣接地区に児童館が２つあるときは近いほうの児童館が空白地区を担い、児童館が１つしかないときは両方の地区を担う。
- 児童館が２つある地区で、隣接する空白地区がない場合は、当該地区の管轄は２つの児童館で担う。

（３）重複地区の対応

重複地区（５地区）：上町、用賀、深沢、喜多見、上祖師谷

１地区１児童館を基本とするが、児童館は、子どもたちにとっては身近で安全な遊び場の一つとして利用されており、また地域の方々との日常的な交流やおまつり等の行事を通じて長年地域で親しまれているなど、１館に集約することが適当ではない役割や取組みもある。

今後、児童館の役割や取組みのうち、集約等をせずに引き続き担う必要があるものを明らかにし、児童館以外での実施も含め、継続していく方法について、子どもたちや利用者の声を聴くとともに、議会での議論も踏まえ、検討する。

７　今後のスケジュール(予定)

令和２年２月　福祉保健常任委員会報告
　　　　３月　子ども計画（第２期）後期計画策定
　　　　４月　区立児童相談所開設に伴う新たな児童相談体制の運用開始